

平成28年度(第1回)奈良県福祉・介護人材確保協議会 議事録(案)

開催日時:平成28年6月1日(水) 13時～15時

開催場所:奈良県文化会館 多目的室

出席委員:空閑浩人、川井太加子、浅川幸男、安達直美、玖島貴宏、讃岐聡、高橋美和子、竹内輝明、
山本忠行、仙波俊和[オブザーバ](敬称略)

議 題:(1)福祉・介護事業所認証制度について

1)平成 27 年度 実態調査結果について

2)評価項目・認証基準(案)について

(2)福祉・介護人材の確保に向けた情報発信について

(3)地域医療介護総合確保基金を活用した取組について

(4)奈良県福祉人材センターの事業について

(5)今後のスケジュールについて

議事の概要

1. 議事

1) 資料説明

事務局より上記議題(1)から(5)について、資料説明を実施

2) 意見交換

意見交換の実施、各委員の意見の概要は下記のとおり

(1) 福祉・介護事業所認証制度について

【浅川委員】

- ・ 上級の認証制度導入の検討について言及されていたが、基本認証は取得後ずっと維持されるのか、実際に基準を満たしているか確認を行う必要があるのではないかと。
→ 数年に1度の更新制度を考えている。また、上級認証には、基本認証を何年以上継続して更新しているという条件を含めることも考えている。(事務局)

【竹内委員】

- ・ 今後きちんとした募集をするためには処遇や職場環境を理解できるリクルート用パンフレットが必要。
- ・ 基本認証の段階では研修の実施でもよいとして、将来設置する上級認証では研修の中身を問うべきである。研修は非常に大事なため今後は一定の研修水準を整理していく必要がある。
- ・ 全社協が開発したキャリアパス研修を認証基準において対象研修として位置づけてもらえればと思う。
- ・ コンプライアンスについて、形式的ではなく、職員への周知、理解が進んでいるという観点为重

要と思う。

- ・ 社会福祉法改正により社会福祉法人には地域貢献活動への法的な責務が発生しているため、積極的な地域貢献への取組みを認証要件とするのがよい。
- ・ 見学・体験・インターンシップは単に受け入れるのではなくプログラム・指導体制が必要。
 - 研修カリキュラムの水準やキャリアパス研修実施を要件とすることは、基準のハードルをどの程度に設定するかということであり、今後、事業所の実態を確認しながら詰めていく。また、実態はどうかという問題があるため、認証を付与するにあたっては書類審査実施後に現場に入って審査を行うことを考えている。（事務局）

【山本委員】

- ・ 人事評価制度の構築・実施を採用しない理由として、職員定着への影響が大きくないためと整理するのはどうかと思う。
- ・ 休暇取得・復職支援の認証基準がどちらも検討会議の開催となっているが、会議録を作ればいいということになりかねない。職場の実態を確認する方法としてどうかと思う。
- ・ 社会福祉法人に期待されている公益的な取組みには主体となって地域に何ができるのかが問われている。公益的な取組みは、地域交流の実施と同じではないとの認識からスタートする必要がある。
- ・ 事業所側としては評価項目、認証基準として基本的な理念や法人の考え方をサービスのなかでどのように体现、具現化しようとしているのか、体制がサービスの質の向上につながっているのかを評価してもらいたい。
 - 人事評価が職員定着への影響が大きくないとあるが、影響を大きくしていかないといけなないので採用しない理由としてはどうかと思う。（空閑会長）
 - 人事評価制度への取組みについては、キャリアパスの項目の中で整理を行う。検討会議の開催については、会議実施のうえで具体的な取組みを行っていることをベースとする。地域交流について、事業所として主体的に地域に働きかける交流に限定する。サービスの質向上については、認証項目に入れる方向で検討する。（事務局）

【安達委員】

- ・ 第三者評価の受審をハードルが高い、受審事業所が少ないという理由で外すのではなく、3年以内の受審とするなど、利用して質を上げるという観点から再考をお願いしたい。
 - 県としても第三者評価受審事業所を増やしたいが事業所の費用負担の問題もある。（事務局）
 - 現在の状況から考えるとハードルが高いからこそ取り組む姿勢を見せる必要もある。（空閑会長）

【玖島委員】

- ・ 全ての評価項目を満たした事業所のみ認証を与えることになっているが、満たせない事業所も出るのではないか。基準を満たせない事業所に対する支援や対応はどのように考えていくのか。
- ・ 全ての基準を満たしていなくても例えば基準の8割を満たせば★1つ、9割を満たせば★2つなど認証に段階を設けてはどうか。

- 認証と支援はセットと認識。基準のクリアが困難な事業所への支援体制は別途検討して来年度以降の取組みにつなげたい。基準の8割、9割を満たすとした場合、どの基準が満たされていないのか分からないという問題もあるため、基本は全ての項目を満たすことを前提としたい。(事務局)

【川井委員】

- ・ 認証の段階設定に関してはどの項目ができている、できていないかが分からないため、一括で判断するほうがよいと思う。どうしてもできない項目のハードルを下げることも最初のうちはあるかもしれない。
- ・ サービスの質を上げることと、人材確保は一体的に行われることが必要。第三者評価が進まないのであればセットで行うのは自然な流れではないか。
 - 今回頂いた項目案のなかでサービスの質に関する事項は少し工夫して何かの形で委員の方々の意見を反映できればと思う。(空閑会長)

【讃岐委員】

- ・ コンプライアンスの認証基準から個人情報保護法を除いた理由は何かあるのか。
- ・ 認証に当たっては消費者保護の面から継続的に監視する必要があるのではないかと思う。
 - 個人情報保護を除いている特段の理由はないので、入れる方向で検討する。消費者保護では、苦情窓口の設置がサービスの質の向上につながる。サービスの質の向上と人材確保を一体と捉えて検討していきたい。(事務局)

(3) 地域医療介護総合確保基金を活用した取組について

【竹内委員】

- ・ 確保基金事業のうち、継続事業に関しては4月から始められる体制が必要。配慮して頂きたい。
 - 旧年度中に準備して4月には補助要項などお金を出せる仕組みを整えたい。(事務局)

(5) 今後のスケジュールについて

【川井委員】

- ・ 実際に認証制度をどのように運用していくのかイメージがつきにくい。流れがもう少し分かればよい。
 - 次回の協議会で示したい。(事務局)

以上